

カルヴァン派と救貧

——執事制度に関する一考察——

佐々木 博 光

第一章 問題の所在

カルヴァン派と救貧という表題の取り合わせに、違和感をもたれる方もあるかもしれない。マックス・ヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』の強烈な印象の下で過ぎたものにとって、資本主義の精神、社会の資本主義化の先駆者になった、己の事業の拡張のために禁欲的に蓄財に励むカルヴァン派信者の姿は、施しや慈善といった利他的な精神とはどうにも両立しがたい。しかしプロテスタント神学の研究者や教会史研究者の間では、カルヴァン派が執事制度という独特の救貧制度を發展させたことは、周知の事柄に属する。しかもそれはカルヴァン派の信仰生活にとって決して取るに足りないものではなかった。研究史的に見ると、神学者の教義に関する研究^①と歴史家の個別地

域史研究の狭間で、全体を俯瞰するような歴史家の仕事が待たれる。

本稿は先行研究を頼りに、カルヴァン派の執事制度を学界の共有認識として周知徹底することを目指す。第二章でまず、カルヴァン派の救貧制度の起源を理念の面から把握する。第三章で救貧の理念が現実と折り合う過程でどんな沿革を遂げたか、カルヴァン派宗教改革のお膝元ジュネーヴを例に検証する。第四章でカルヴァン派とカトリックが併存した地域であるフランスのリヨンとニーム、カルヴァン派が優位に立った地域であるオランダ諸都市を例に取り、執事制度の意義を検証する。終章でカルヴァン派の信仰生活にとって救貧の意義が改めて問い直されるであろう。

① 執事職の神学的・教義的な発展については、McKee, Elsie Anne, *John Calvin on the Diaconate and Liturgical Almsgiving*, Geneva

1984: McKee, Johannes Calvinus Lehre von Diaconat. in: Reiss, August und Wirt, Sabine (Hg.), *Calvinismus: Die Reformierten in Deutschland und Europa*, S. 344-350.

第二章 執事制度の理念

宗教改革は善行を救いの前提とするカトリックの教義そのものに反旗を翻した。それに伴いカトリックの様々な儀式、教義の細目も、聖書に根拠を見出せるかという一点にかけて仕分けの対象になった。多くの制度がプロテスタントの諸教派で廃止の方向で一致を見た。これに対して存廢が一致しない制度もあった。ここで取り挙げる助祭制度はまさしくそのようなものであった。

カトリックは教区司祭を補佐する職として助祭 *deacon* を置いた。助祭は教会ヒエラルヒーの一階梯で、将来の司祭候補者でもあった。ルター派やプロテスタント改革派の一派であるツヴィングリ派も、やはりこの制度を踏襲している。これに対してカルヴァン派は、『使徒言行録』中の原始教会の記述にこの制度がないことを理由に、助祭職を廃した。代わって信者共同体の救貧事業一切を取り仕切る執事職をこれに当てたのである。

ここでチャールズ・H・パーカーの整理に依拠して、執事制度の理念上の沿革を押さえる。マルティン・ルター（一四八三—

五四六年）は、すでに教会の支援を貧者に分配する執事職の必要を感じていた。それは司祭を俗事の負担から解放し、彼らが祈りや聖書の探究に専念するのを助けるはずであった。しかしルターは『使徒言行録』第六章の七人の執事の選出を、必要に迫られて原始教会が採った一回限りの歴史的な事象とみなし、それを普遍的な制度とは考えなかった。このためルターは一五二三年ザクセン選帝侯領のライズニヒ市に、救貧が都市の共同金庫から集権的に運営されることを勧めた。結局ルター派の教会では、救貧事業は行政の手に委ねられた^②。

救貧に対する都市の統制という点で、チューリヒ市の状況はルター派諸都市の取り決めと似ていた。チューリヒは、改革者フルトルフ・ツヴィングリ（一四八四—一五三二年）の影響下で宗教改革を断行した。ツヴィングリが執事に関する現実的な定義を提供したことはなく、チューリヒの改革派教会にはそもそも執事職はなかった^③。

改革派プロテスタントのマルティン・ブツァー（一四九一—一五五一年）は、執事職の常置を提案した要人の一人であった。ブツァーは、一五三八年から一五四一年までシュトラスブルクに住んだジャン・カルヴァン（一五〇九—一五六一年）に、神学的な影響を与えた。彼はキリストの隣人愛の教えから、俗人執事

によって担われる救貧と慰めの包括的な計画を組織するよう信徒団に呼びかけた。彼は使徒の先例を示すことには関心がなく、それよりも執事職を広めることに尽力した。彼は執事職が多様な環境に順応できるように、執事は何人いるべきか、信徒団は執事をどのように選ぶべきか、執事と教会の他の職の関係はどうあるべきかなどを細かく決めることはなかった。^④

いっぽうカルヴァンは、執事職に関する使徒の先例が全キリスト教共同体の規範になることに固執した。聖書の内容を社会生活に徹底してあてはめることが目指された。カルヴァンにとって救貧は貧者に施しを分配する俗人執事の宗教的な責務であった。彼は一五四一年に『教会規則』を定めた。そこには牧師、教師、長老と並ぶ教会の第四の職、執事に関する規定もあった。ジュネーヴの執事は、病人の看護、乞食の取り締まり、孤児や寡婦の給養といった、これまで主として施療院が担った業務を請け負うことになった。会計係と看護係が施療院の業務を分担した。前者は資金を調達・管理・分配し、後者は病人を訪問、貧者に日々の食物を施した。『教会規則』によれば、五人の執事（四人の会計係と一人の看護係）が毎年ジュネーヴの総会によって選ばれ、彼らは三か月に一度教会の牧師に会計報告を行うことになっていた。^⑤

ルター派やツヴィングリ派では救貧は行政が富裕層個々に委

ねられ、^⑥教会内に救貧専門の役職が置かれることはなかった。いっぽうカルヴァン派では信者の共同体を代表する救貧の専門官が選出されることになった。しかしこれはあくまでも一宗教家が抱懐した理想である。実施に際しては行政との軋轢も予想される。既存の救貧行政と何がしかの折り合いをつけることが必要になっただけである。当のジュネーヴにおいて、カルヴァンの理念はすでに大きな変更を蒙っていた。つぎにジュネーヴの救貧の実際を紹介する。

① Parker, Charles H., *The Reformation of Community. Social Welfare and Calvinist Charity in Holland, 1572-1620*, Cambridge 1998.

② Parker, op. cit. p. 102. なおザクセン選帝侯領ライズニヒ市の『共同財産規定』については、中村賢二郎著『宗教改革と国家』ミネルヴァ書房、一九七六年、九一四六頁。とくに、四五頁以下。

③ Parker, op. cit. pp. 102-103.

④ *ibid.*, pp. 103-104.

⑤ *ibid.*, pp. 104-107. カルヴァンの『教会規則』については、以下の邦訳がある。倉塚平訳「ジュネーヴ教会規則（一五四一年）」（出村彰・徳善義和・成瀬治他共編）『宗教改革著作集』一五、教文館、一九九八年、八五—一〇四頁。執事の職制については、九六—九八頁。

⑥ ルター派やツヴィングリ派の地域では、財団 *Stiftung* と呼ばれる個人の基金が救貧で重要な役割を演じた。ルター派地域については、佐々木博光「近世ブラウンシュヴァイク公国における財団・基金の歴史——財団・基金の宗派・地域史に向けて——」『史林』九八巻、二

〇一五年、四三二―四六六頁。それを大幅に増補した、Sasaki, Hironisu, Stiftungsgeschichte im Herzogtum Braunschweig von 1528 bis 1798, in: *Braunschweigisches Jahrbuch für Landesgeschichte*, Bd. 97, 2016, S. 55-91. ツウィングリ派地域については、同、平成二六（二八年度科学研究費補助金・基盤研究（C）「プロテスタンティズムの倫理と贈与主義の精神——財団と宗派化の学際的研究——」（研究課題番号二六三七〇八六五）の「研究実績の概要」
(<https://kaken.nii.ac.jp/grant/KAKENHI-PROJECT-26370865/>)。)

第三章 執事制度の実際（一）

——ジュネーヴの場合——

第一節 大 施 療 院

カルヴァンの宗教改革のお膝元ジュネーヴで、『教会規則』（一五四一年）に彼が掲げた救貧プランはどのように実現されたのであろうか。ジュネーヴにカルヴァンが最初に入る前の一五三五年、宗教改革の影響下でジュネーヴに新たな救貧施設が産声を上げた。大施療院である。そこには会計係と看護係という二つの職制があった。カルヴァンが『教会規則』を執筆したさい、執事職の職制に関する記述で、この大施療院の職制を参考にした公算が高い。^①ジュネーヴの大施療院については、アメリカの歴史家ロバー

ト・M・キングドンの研究がある。この施設は当時すでにあった七つの救貧院を統合したものであった。それらは富裕な個人や家族の贈与による基金で運営され、彼らの救霊と貧者の世話を受けもった。これらの施設は建物を備え、そこでは寡婦、障害者、伝染病以外の病人、市を通過する貧しい巡礼者等に、食糧と宿が無償で提供された。さらに「煉獄にあるすべての魂のための箱」と呼ばれる第八の施設があった。それは都市の基金であり、名前から察するに、死者供養のミサに払うお金を徴収するために、また貧者に奉仕するために考案されたものだろう。この基金は孤児を個人の家庭に預け、彼らの支援を準備するために、市から資金を提供された。

大施療院はかつての施設に属したすべての財産を受け取った。それはまた敬虔な職務を支援するために割り当てられた、教会、修道院、信心会の財産を受け取った。サンクレール修道院が大施療院の建物の本部になった。五人の男性が、昔の施設の財産目録を作り、統合された施療院の計画を作成するために、市参事会によって委員に選ばれた。彼らは新生大施療院の最初の会計係になった。彼らの提案でもうひとり別の男性が新しい施設で暮らし、その福祉プログラムを監督するために任命された。彼が最初の看護係になった。^②

大施療院はジュネーヴの中心に大きな建物を有し、数十人の子どもたちを収容した。彼らの大半が孤児か捨て子であった。それよりも少ない高齢者もいた。老い、病、障害がひどくひとりでは生活できない人たちがであった。この施設は毎週市内の貧困家庭にパンを配り、ジュネーヴについたばかりで宿代を払うことができないう訪問者に、避難所と食糧を提供した。^③大施療院の本部になつたかつてのサンクレール修道院は、孤児やその他の貧者を収容し、部屋で食事をさせた。在宅の、物乞いをしていない貧者に与えられるパン塊は、施設の扉越しに配られた。^④

大施療院は俗人によって運営された。フルタイムの看護係が一名雇われた。彼は家族とともに本部建物に引越すよう求められた。看護係には部屋と食事が無償で用意された。多くの補助員と奉公人が看護係の指揮下で働いた。理髪師・外科医は貧者の医療ケアを任された。また牧師を指す叙階準備中の神学生は、大施療院のこともたちの教育を受けもった。そして看護係は会計係の委員会に責任を負った。^⑤

第二節 フランス基金

ジュネーヴの大施療院については、いまのところこれ以上詳しい情報は得られていない。キングドンも認めるように、そもそも

執事なる語も、ここで使用された形跡は見られない。ジュネーヴで執事なる職制は、別の施設の専有するところとなった。^⑥ジュネーヴには地元の病人を看護し、地元の貧者を救済するために大施療院が存在した。これとは別に、ジュネーヴにやってくる宗教的な亡命者が同郷出身の宗教難民を支援するために基金を設けた。とくに重要なのが、フランス人亡命者が設立した「フランス基金」である。フランス基金については、やはりアメリカの歴史家ジャニン・エヴェリン・オルソンの研究が有益である。^⑧

フランス基金は「教会規則」に言及がない。おそらく当時まだ存在しなかつたのであろう。遅くとも一五五〇年九月三〇日には基金が設立され、三人の男性が監督官に選ばれた。この三人が決算報告書のなかで正式に「執事」と呼ばれるのは一五五四年七月、カルヴァンの家で選出された時が初めてであった。カルヴァンの関与は単に指針の提供にとどまらず、もつと具体的であった。決算報告書にカルヴァンの名が寄贈者、貧民の推薦者として始終登場するのは、彼の基金に対する関心が並々ならぬものであったことを示している。^⑨

基金は受取人の暮らしにも配慮した。例えばマットレスやベッドカバーの手配がそうであり、寒い時期に執事は薪を購入するか、もしくは木材の配給を準備した。彼らは貧者に衣類や靴も提

供した。執事は少年の下着やズボンの洗濯のような各種サーヴィス、個々の物品の購入にも代価を払った。医療ケアは基金の講じる措置の重要部分であった。厳密に言えば、本来なら福祉と言えない活動に基金が関与することもあった。一五五〇年一〇月に基金はカルヴァンの講演や説教の筆耕者に二エキュを支払った。

すくなくとも一五四九年から一五六三年まで、フランス基金はカルヴァンの説教や講演の筆写に代金を支払った。執事はこれを厳重に監督し、ときには紙を購入し、製本代金を支払い、杜撰に書き写された説教の書き直しを命じた。フランス基金は単なる福祉を越える施設であったが、それでも主に福祉を担当する基金であった。これらの事業には営利衝動も働いたが、収益は貧者の支援に向けられた。^⑩

基金の存在はそれに奉仕する人たちに雇用も保証した。決算報告書の記録が一五五〇年に始まったとき、フルタイムで雇われた唯一の職はカルヴァンの説教の筆耕者であった。基金は内科医、外科医、薬剤師にも定期的に給金を払った。難民支援の大半は自発的に行われたが、基金は乳母、病人看護者を雇い、孤児を預かる家、宿屋、私邸をサーヴィス料金で賃借りした。基金は仕立屋に一着ごとに代金を、お針子にも代金を支払った。お針子の多くは福祉の名簿に名前の載る貧困女性であった。貧者は木の運搬や

伝令のような各種の臨時の仕事にも雇われた。必要な場合は代金を払ってでも労働を買うが、可能な限り無償のボランティアを使うのが方針であった。^⑪

人員が何名いるにかかわらず、執事は三つの機能を果たした。彼らはお金を受け取り、それを分配し、貧者を訪問した。こうして執事は財務と牧師のような職務を兼ねた。執事は各種の寄付を受け取ったが、基本的に二つの大きなカテゴリがあった。生者からの寄贈と死者の遺贈である。贈与は金銭の形で、あるいは穀物のような現物の形で受領された。領収書に執事の親族、友人、泊り客の名前が現れることから察するに、執事が寄付を所望することもあったようだ。^⑫

執事はどんな国籍、どんな宗派の人も助けた。通過するユダヤ人さえ助けることもあった。決算報告書は病気の貧者への訪問が実際になされていたことを示す。おそらくは床に就いたきりの、毎週の施しに來られない人たちだけだったのであろう。カルヴァンは説教や私信で、執事の職務は貧者や病者を訪問することであると説いた。こうして執事が病者を訪問するという規定が、一五八一年のフランス基金の布告に現れた。^⑬ 病気は貧困と同じく信者が宗旨を変える重要な契機となりえた。それは体や心が弱る瞬間であり、個人に宗旨を再考させる可能性があった。それゆえ病人を

訪問することは信者が宗旨替えの誘惑に負けないために必要であった¹⁴。執務についてたつた数年で亡くなる執事が多かったことは、感染の危険が半端でなかったことを教える。長生きの執事は例外であった¹⁵。

執事はつねに巨額の金銭に責任を負った。このため彼らは誠実な、信頼に値する、共同体によって尊敬される人でなければならなかった。初期の執事は軒並み裕福な層の出身であった。彼らは基金に対する恒常的な寄付者であり、自分のポケットマネーから貧者に金銭を提供することもあった。一六世紀の執事は実業家か貴族であることが多かった。彼らは俗事をうまく処理する能力にたけているという点で共通した¹⁶。

しかし世事にたけていることだけが執事に望まれたわけではない。社会経験が豊富で、安定した家族生活を営む、共同体によって責任あるキリスト教徒と認められた人が望まれた。執事に良妻があれば、基金はひとりを選んでふたりの働き手を得たとまで言われた。執事の妻のなかには寄贈者をもてなすなど基金で積極的な役割を果たすものもいた。決算報告書には多くの女性の名前がある。彼女たちは必ずしも執事の妻とは限らないが、寄贈者、難民を迎える女将、女主人、看護婦、貧者の慈善施設への推薦者として活動した。多くの女性が基金にかかわった。彼女たちの時間

と資金は明らかに歓迎された¹⁷。

執事以外にもフランス基金には常勤・非常勤、有給・無給の職員がたくさんいた。一五八二年の決算報告書に載った条例からは、三名の会計検査官がいたのがわかる。彼らは執事を選出したのと同じ集会で選ばれた。六か月ごとに会計検査官は決算報告書を検査し、署名し、牧師会に引き渡した。会計検査官は執事と同じく無給のボランティアであった。基金のために働く人たちの大半は、定期の給与よりもむしろ臨時の人間賃を受け取った。仕立屋、お針子、マントレス製造者、旅館の主人、乳母、里親になる女性らがそうである。しかし執事は同じ働き手をくり返し雇う傾向があった。おそらくそのほうが便利であり、経済的でもあったのである。結果的に基金の内科医、基金の外科医がいたように、基金専属の仕立屋、基金専属のお針子もいたかのような観を呈した。概して執事は浪費家ではなかった。むしろ彼らにはできる限り節約した。例えば彼らは貧者を雇うことで、彼らの給養に消える基金を事実上節約した。執事は多くの仕事に貧者を雇った。とくに裁縫、伝令、こどもの世話に積極的に貧者を雇用了¹⁸。救貧事業によって目の前の貧者を救い、また一方で貧困予備軍に仕事を与える。執事の仕事の大部分は難民に住居を斡旋することであった。執事は主として二つのタイプの施設に頼った。民泊と宿屋である。

これらにも収容者につき代価が支払われた。¹⁹⁾

フランス基金は寄贈者の寄付に頼った。寄贈者は本来フランス系の男女であった。他国籍をもつ寄贈者もときどきいたが、最初の一〇年ジュネーヴ出身者の名が挙がることはなかった。フランス系の寄贈者のなかにはジュネーヴで暮らす宗教難民もいれば、ジュネーヴを通過中に寄付を求められた旅行者や泊り客もいた。

ほかはフランスからジュネーヴに送金した人たちであった。そのさい金は個人からも改革派信徒団からも届いた。²⁰⁾ 生粋のジュネーヴ人は市の施療院を支援したようだ。このため彼らの名はフランス基金の領収証に全くと言ってよいほど載っていない。だからと言ってジュネーヴ市がフランス基金を支援しなかったというわけではない。逆に市参事会は基金の活動を賞揚し、一七・一八世紀には基金の監督を引き継ごうとさえした。市参事会は直接間接両面で、フランス基金を助けようとした。しかしフランス基金に対する直接の寄付者の名簿に、生粋のジュネーヴ人の名が挙がることはなかった。²¹⁾

寄付の背後には、どんな動機があったのだろうか。オルソンは貧者に施す動機は基本的に二つあったと見ている。一つは宗教的な動機である。プロテスタントは煉獄を信じなかったが、地獄の存在は信じた。地獄に落ちたくないという動機は残った。宗教的

な動機に加えて、資産家は寛大に施すことを期待された。この圧力が自分自身の、そしてまた家族の名声を守りたいという願いと結びついた。社会の圧力と自尊心が、寄付できる信者のすべてを駆り立てた。²²⁾ それ以外にも福祉に寄与することには相応の報いがあった。社会的な威信や認知が得られる以外に、寄付の額が大きければ、慈善施設に影響力を行使することもできた。寄贈者が慈善施設に貧者を推薦する頻度は高い。寄贈者は義捐金の配分に発言力を行使することも期待していたに違いない。²³⁾

フランス基金から金を受け取った人たちについては、寄付した人たちはどよくわかっていない。受給者の大多数はジュネーヴに來た難民であった。²⁴⁾ ジュネーヴ到着後すぐに福祉局に赴き、終生ずっと名簿に名をとどめた人たちのリストには、莫連女、こどもを抱える寡婦、高齢者、目の不自由な人、体の具合が悪く自立不能な人がいた。雑多な社会層がジュネーヴにやってきた。雑多な層は執事に支援された人たちの間にも見られた。むしろ基金は貧者を扱ったが、一時的に苦境に陥った富裕層も援助を受けた。ジャン・ジャック・ルソーの直接の祖先ディディエ・ルソーもそのひとりであった。基金はいわゆる「貧困を隠す貧者」を積極的に支援した。²⁵⁾

基金は支援に値する貧者を選び分けるのに腐心した。フランス

基金は名声を守ろうと必死であった。執事は支援に値する人だけに援助を限ろうと努力した。その甲斐あってか、支援を受けた人が犯罪記録に載るのはごく稀であった。基金の活動の最初の一〇年で記録された受給者七六九例のうち、市の犯罪記録にも名前が挙がったのは一一例に過ぎなかった。一部は生粋のジュネーヴ人を侮辱した廉によるものであった。執事は結局ボランティアであつて専門家ではない。彼らは援助した人たちに尊敬されることを期待した。彼ら執事は基金の支援を受給者の権利ではなく自らの特権と見なしていた。彼らは言われたことをする人、分別をもつて行動し、受けた援助に恩義を感じる人たちを評価した。²⁷⁾

話がここまで進むと、問題が救貧と規律化の関係如何に限りなく近づいているのがわかる。近世の救貧は研究史上規律化の問題と切つても切れない関係で論じられてきた。近世には救貧院が中世的な慈善を施す施設という面目を捨て、貧者の自立を促すために規律訓練を強制する機関に変貌したというグレメクやフーコー流の議論は、西洋の歴史家たちの間では支持を得ているように見えない。例えばマルティン・デインゲスは、貧者の怠惰を矯正するために彼らをガレー船の漕ぎ手として使役するという規律化論者がしばしば引く規範文書の一説も、本当に実施されたかどうかは甚だ疑問であるという。²⁸⁾これは救貧院に収容された貧者の話で

あるが、通いで施しを受ける貧者にも当てはまる。

この点でオルソンの議論は興味深い。福祉台帳に誰を載せるかは執事の匙加減次第であつた。その権限が貧者を執事の意向に同調させる強烈な刺激となりえた。しかしことはそれほど単純ではなかつた。執事は自らが受給者にさせたいと思つことをさせられずもがいていた。²⁹⁾ いっぽう一六三一年に市の施療院に特別な部署が設けられ、それは「デイシプリン（懲戒房）」と名付けられた。そこは貧者に懲罰を与える場所であつた。都市が関与する救貧施設に貧者を規律化しようとする試みが現れた。しかしそれが救貧事業全体に占めた比重は小さかつた。より大きな比重を占めた半官半民の救貧施設は、依然として昔ながらの慈善の域にとどまっていたのである。

オルソンによれば、カトリックかプロテスタントかを問わず、改革者は当時拡大の一途をたどつた貧困の緩和に誠実に向き合つた。カルヴァン派も御多分に漏れない。実際カルヴィニズムは利息を取つて金を貸すことや営利の追求を正当化するよりも、貧困に対する闘いを重視した。³⁰⁾ 恩義に厚い難民が生計の資を回復し、新たな寄贈者になるにつれて、救貧基金はどんどん膨らんだ。³¹⁾ 営利が営利を呼ぶのではなく、贈与が贈与を呼んだ。勢いカルヴァン派では救貧事業の意義が増した。ジュネーヴではフランス基金

がそれを具現した。

- ① Kingdon, Robert M., The Deacons of the Reformed Church in Calvin's Geneva. in: *Mélanges d'histoire du XVII^e siècle offerts à Henri Meylan (Trenteux d'Humanisme et Renaissance 110)*, Geneva 1970, pp. 81-90. なぞ' 'の論稿は以下の論集に再録されている。
- Kingdon, Robert M., *Church and Society in Reformation Europe*, London 1985.
- ② *ibid.*, pp. 82-83.
- ③ Kingdon, Robert M., Social Welfare in Calvin's Geneva. in: *The American Historical Review* 76, 1971, pp. 50-69, p. 52. なぞ' 'の論稿は Kingdon, *Church and Society* に採録されている。
- ④ *ibid.*, p. 55.
- ⑤ *ibid.*, pp. 55-56.
- ⑥ Kingdon, The Deacons, p. 87.
- ⑦ 各国の亡命移民団の活動については、E・W・モンター著（中村賢二郎・砂原教男訳）『カルヴァン時代のジュネーヴ 宗教改革と都市国家』ヨルダン社、一九七八年、二五八―二六六頁。
- ⑧ Olson, Jeannine Evelyn, *Calvin and Social Welfare. Deacons and the Bourse française*, London and Toronto 1989.
- ⑨ *ibid.*, p. 32.
- ⑩ *ibid.*, pp. 45-49.
- ⑪ *ibid.*, p. 70.
- ⑫ *ibid.*, pp. 72-73.
- ⑬ *ibid.*, p. 33.
- ⑭ Dinges, Martin, Huguenot Poor Relief and Health Care in the Sixteenth and Seventeenth Centuries. in: *Society and Culture in the*

Huguenot World 1559-1685, edited by Raymond A. Mentzer and Andrew Spicer, Cambridge 2002, pp. 157-174. なぞ' ' p. 165. ボルドーの救貧を調査したマルティン・ディンゲスは、日々の病人訪問はユグノーの共同体でもカトリックの共同体でも当然のことであったという。ボルドーでは宗教会議の二〇人のメンバーの各人が、二週間に一度すべての病人を訪問しなければならなかった。本来は一日に一回以上の訪問を義務づけていた。宗教会議はまた無料の治療や医薬品を定期的提供した。

- ⑮ Olson, *op. cit.*, p. 78.
- ⑯ *ibid.*, pp. 76-77.
- ⑰ *ibid.*, pp. 79-81.
- ⑱ *ibid.*, pp. 94-101.
- ⑲ *ibid.*, p. 103.
- ⑳ *ibid.*, p. 107.
- ㉑ *ibid.*, p. 109.
- ㉒ *ibid.*, pp. 114-115.
- ㉓ *ibid.*, p. 119.
- ㉔ *ibid.*, p. 129.
- ㉕ *ibid.*, pp. 133-134.
- ㉖ *ibid.*, pp. 138-140.
- ㉗ *ibid.*, p. 142.
- ㉘ 近世の救貧と規律化の関係を積極的に評価する研究として、ブローニスワフ・ゲレメク著（早坂真理訳）『憐れみと縛り首——ヨーロッパ史のなかの貧民——』平凡社、一九九三年・ミシェル・フーコー著（田村俊訳）『監獄の誕生——監視と処罰——』新潮社、一九七七年。しかしこのような見方には批判も大きい。マルティン・ディンゲスは行政の救貧には規律化の意図はむしろあったが、支配力が未熟なため

にそれが貫徹することはなかったという。現実には「統制」よりも「援助」の側面が重要であった。Dinges, Martin, Frühneuzeitliche Armenfürsorge als Sozialisziplinierung? Probleme mit einem Konzept, in: *Geschichte und Gesellschaft* 17, 1991, S. 5-29, 111-114, S. 11.

²⁹ *ibid.*, p. 143.

³⁰ *ibid.*, p. 142.

³¹ *ibid.*, p. 167.

³² *ibid.*, p. 180.

第四章 執事制度の実際（2）

——競合する救貧——

ナント王令下のフランス諸都市やネーデルラント独立戦争下のオランダ諸都市では、カトリックとカルヴァン派の信者が競合する事態が現出した。救貧事業は宗派の勢力拡大という課題と容易に結びつく可能性があった。以下でフランスとオランダの状況を考察した研究を紹介する。

第一節 リオンとニーム

ナント王令下のフランス諸都市の救貧の動向について、アメリカの歴史家ヴィルマ・ピューのリオンとニームに関する比較事例研究が有益である。ナント王令下でカトリックとプロテスタント

が競合した。ピューは両者の競合が慈善パターンの変化、救貧の理念と実践にどのような影響を与えたかを考察した。^①一七世紀の中葉は経済がもつとも好調な時期であった。ニームでは一六三〇年ごろから一六六〇年代まで、リオンでは一六四〇年から一六七三年までそれが続いた。^②リオンの人口は九万と一〇万のあいだ、ニームの人口は一六九〇年代におよそ一万二千と見積もられる。救貧に対する責任は公的な世俗当局、改革派教会、敬虔なカトリック信者によって設立された私的な施設の間で分掌された。いっぽうカトリック教会は重要な役割を果たさなかった。両市で救貧はこの期間を通じて宗教紛争の火種となった。プロテスタントの貧者支援はカトリックのそれと異なる原理に基づく。当然、カルヴァン派にとって施しは救霊には役立たず、それでも貧者の要求を満たすことは神や隣人に対する責務であった。迫害される少数派というプロテスタントの地位、とくにフランス改革派教会が組織化される時期に宗教的な敵意が高揚したため、教会が責任を負う共同体を「選ばれた」集団とみなすのは自然な成り行きであった。^③

ピューは遺言による慈善遺贈に関して宗派別の量的比較を試みた。おそらく慈善遺贈をした人は多くなかった。貧者のための公的施設（リオンの大病院や総合治療院）の俗人院長が戸別訪問するときに寄付するのがつねであった。これは巨額の寄付を除けば

痕跡が一切残らない寄付であった。記録が残ったすべての階層の個人による慈善の唯一の形は、遺言による慈善遺贈である。ピユールはリヨンの一八名の公証人の記録と秘密証書遺言から二、二一八通の遺言を、ニームの九名の公証人の記録から七三九通の遺言を抽出して分析を試みた。^④

例えばリヨンの二二七通のプロテスタントの遺言の八七・四パーセントに慈善遺贈に関する項目があり、それに比べて二、〇九一通のカトリックの遺言の五二パーセント、一三の宗教性の薄い遺言では二三パーセントにしか慈善遺贈は見られない。他方ニームでは二つの信仰の間にはほとんど差はない。四三二通のプロテスタントの遺言の九〇パーセント、三〇七通のカトリックの遺言の九二パーセントが慈善遺贈に関する項目を含んでいた。^⑤

リヨンで施しの件数は物乞いが目立つ時期に増えた。一六二〇年代に物乞いが目立つようになると、遺言の喜捨に対する言及が著しく増加した。いっぽう大病院への遺贈、より規模の小さい総合治療院への遺贈は減少した。続く一六三〇年代の経済危機は深刻で、制度による給養は不十分になり、物乞いは統制がきかず、無差別の施し、遺言のなかの喜捨への言及が激増した。一六四〇年代、一六五〇年代の経済が比較的好調な時代に、物乞いはかなりうまく抑制され、遺言のなかの喜捨への言及もふたたび大幅に

減った。一六六一―一六二二年の飢饉の時期には物乞いの統制は再び崩壊し、その他の慈善遺贈とともに遺言のなかの喜捨への言及は大幅に増加した。^⑥

ピユールによれば、リヨンのカトリックの遺言では慈善遺贈の多彩なことが特徴である。これらの慈善遺贈とは対照的に、プロテスタントを改宗させるために信仰普及協会に遺贈を申し出る遺言は四通しかない。^⑦ ナント王令廃止後、カトリックの慈善遺贈をふくむ遺言の件数は減少する。宗派抗争の終焉がもたらした宗教的動機の減退と決して無関係ではあるまい。リヨンのカトリック信者の遺言に見られる慈善の多彩さとは対照的に、プロテスタント信者の慈善遺贈の圧倒的多数が貧者の支援にあてられ、改革派教会に集中した。ナント王令の秘密条項は改革派教会の貧者に遺産を遺すプロテスタント信者の権利を保護したが、カトリックの聖職者や高等法院はこのような遺贈が宗派を問わず貧者を世話する公立病院に向けられることを主張した。救貧で宗派が競合する局面である。一六二六年に国王は改革派教会の貧者に遺贈するプロテスタント信者の権利を確認したが、一六三七年にはプロテスタントの信者が公証人や代理人になることを禁じ、こうしてプロテスタントの信者は、同門の貧者に遺贈するために、自分たちの意を汲むカトリックの官吏の情けにすがらざるを得なくなつた。^⑧

カトリックの慈善遺贈はプロテスタントの例によって容易に影響されることがなかった。おそらくそれはプロテスタントがリヨン住民のごく少数派であったからであろう。しかしカトリック側は、貧者の非宗教的な状態、ナント王令がもたらしたプロテスタントとの平和共存によって貧者がプロテスタントの誘惑にさらされやすくなっているのに気づいていた。こうしてカトリック側は貧者をカトリックにとどまらせる誘因として慈善を使おうとし、多くの貧者を制度内に取り込むことによって教化しようとした。

プロテスタントが優位であったニームの記録ではカトリック、プロテスタント双方の遺言の九〇パーセント以上が慈善遺贈を含んだ。ニームの慈善を左右する要因は、行政と宗派の変わりゆく関係の影響であった。とくに反抗するプロテスタントがカトリックを追い出した一六二〇年代にそれが鮮明であった。一六三一年に国王はニームに同数行政、すなわち二名のプロテスタント執政官と二名のカトリック執政官が都市行政と病院の統制を共同で行うことを強要した。その後執政官たちがそれぞれの宗派の貧者を扶養し、病院とその資財の管理を競ったために、カトリックとプロテスタントの熾烈な争いの時代が続いた。宗派對立ばかりでなく、もしかすると経済の困窮も、貧者に対する慈善遺贈の

割合の激増に拍車をかけたかもしれない。プロテスタントの遺言はこれまで通り改革派の貧者であることを明記しつづけたし、これまででは貧者として記載されなかったカトリックの遺言でも、いまやカトリックの貧者と明記されるようになった^⑤。

要約すると、ここでの分析からリヨンでは、すべての身分のプロテスタントがカトリックよりも慈善目的のためにはるかに多く遺産を遺した。二つの宗教集団の慈善遺贈の格差は、プロテスタントが慈善のための遺贈を法によって妨げられなければ、さらに拡がったかもしれない。ニームの遺言の慈善遺贈の割合はリヨンの遺言のそれよりもはるかに大きかった^⑥。しかし二つの都市の重大な相違は、二つの宗教信仰の関係にあった。ニームの政治生活、宗教生活はカトリックとプロテスタントの熾烈な闘争に支配された。両方が貧者の忠誠を勝ち取るか維持するために救貧を統制しようとした。慈善を含まないプロテスタントの遺言の大半が、都市にカトリックがいなかった一七世紀の最初の三〇年に集中したことが注目される^⑦。

両市の比較から、貧者に対する関心はカトリックとプロテスタントの競合によって刺激されたことが明らかになる。それは社会福祉に関する理念の交配、最後は貧困を減少させるといふ人道主義的な関心をもたらした^⑧。それは改革派ならずとも二つの宗派が

競合すればある程度普遍的に起こりうることなのかもしれない。しかし改革派が救貧に決して後ろ向きではなかったことは間違いない。リヨンのプロテスタント慈善の高い水準、それよりもはるかに高いニームの水準は、ある程度信者に慈善を義務づけるプロテスタント教会の強制的慈善の伝統にフィットする。そしてそれは一八世紀にも継承される。¹³

第二節 オランダ諸都市の場合

オランダについては、ネーデルラント独立戦争下の六都市、ドルトレヒト、ハールレム、デルフト、ライデン、アムステルダム、ゴータの救貧を考察した、チャールズ・H・パーカーの研究が有益である。¹⁴ パーカーはとりわけ社会的規律化との関連でオランダ諸都市のカルヴァン派の救貧を考察する。

オランダの救貧を考える場合、オランダが一六世紀の初頭すでにヨーロッパの最も都市化した地方の一つであったという事情を忘れてはならない。中世後期のネーデルラント史研究者の評価によると、一三五〇年には二六万のオランダ全人口六万が都市に居住した。この傾向は一五世紀中に加速し、一五一四年には全オランダ人の六〇パーセントが都市住民であった。¹⁵ したがって中世後期すでに都市が慈善で重要な役割を演じた。行政官は彼らの都

市を自分たちの統治下にある神聖な共同体とみなした。中世後期のオランダ主要都市の慈善を形成したのは、共同体に関するこの暗黙の了解であった。むしろオランダでも救貧の共同体的な性格は、中世教会の貧困と慈善に関する理解から発展した。しかし救貧行政は早くも一四世紀には都市の行政官の手に移り、彼らが教区の救貧を差配した。¹⁶ さらに都市は救貧行政の集権化という目的で修道院に対する統制も強めた。¹⁷

中世後期に当該オランダ六都市に共通する教区の慈善のための二つの主要機関があった。救貧院と聖霊会である。救貧院は身体障害者、病人、孤児、高齢者ら入所者の救貧を請け負った。聖霊会は自宅があり、通所で世話を受ける貧民に食べ物や衣類を配給した。¹⁸ それ以外に多様な機能に分化した私設の救貧院が存在し、教区の救貧行政を補完した。¹⁹

救貧行政は近世に転換を余儀なくされたといわれる。打ち続く深刻な経済危機が貧困の拡大をもたらしたからだ。従前の救貧制度はもはや十分に機能しなくなった。オランダ諸都市も事情は同じであった。しかし行政官が都市の救貧施設を集権化し始めたのは、ようやく一五七〇年代になってからで、それはその他の西洋諸国に比べると随分と遅い時期であった。一六世紀の改革プログラムがオランダで遅れた理由の一つは、教区の施設がすでに十分

に組織されていたからである。オランダで教区の救貧施設の再編が始まるのは一五七〇年代以降である。一五七二年七月、オランダ連合は修道院と教会の財産を接収することを決定した。これらの収入が依然として「敬虔な目的のために」留保されるという原則を維持しつつ、結局連合はこの収入を行政官の完全な統制下で教区に割り当てた。一五七五年三月二日、オランダ連合は救貧の集権化に対する法的障害を除去した。連合の決議は都市に自由裁量でこれらの収入を管理する権限を与えた。行政官は実質上すでに教区慈善のほほすべての側面を差配していたが、彼らが教区施設を集権化する法的権限をもったのはようやく宗教改革以降であった。²¹ キリスト教共同体に関する異質な考え方もつカルヴァン派の改革者たちは、都市の慈善の共同体的な基盤と衝突した。改革派の出現は、都市文化、教会生活、慈善の諸施策を変化させた。一六世紀の救貧政策は過去二〇〇年の歴史に根差した伝統の継続であった。しかし一七世紀までには確実に変化が起こった。原因は各都市の救貧ネットワークに改革派執事職が登場したことにあった。²²

カルヴァン派宗教改革はオランダに執事職という新しい救貧機関をもたらした。オランダの執事職は独自色をもった。パーカーはその由来をエムデンとロンドンのオランダ亡命教会の追放体験

に見る。²³ エムデンとロンドンの改革派難民共同体の指導者として、オランダ改革派教会で執事職の形成に直接の神学的影響を及ぼしたのはヨハネス・ア・ラスコ（一四九九—一五六〇年）であった。ポーランド貴族でワルシャワの助祭長であったア・ラスコは、一五三八年以後まもなくローマ・カトリックと袂を分かった。ドイツ各地を旅した後、一五四〇年にエムデンに入り、三年後にそこで改革派教会の指導者になった。一五四八年にイングランドに出発するまで、彼はエムデンで改革派政体の実現のために尽力した。ロンドンに落ち着いた後、メアリー女王が即位する一五三三年まで、ア・ラスコは改革派教会の枠組み作りのために奮闘した。²⁴ オランダの改革派の追放体験は、「過半数を獲得したときに都市を支配する、もしくは迫害され地下共同体で生き残る順応性を信徒たちに与える組織的自治」に結実した。²⁵

俗人執事は貧者を救済し、病人と死者を慰めた。「信仰の世帯 (household of faith)」内、すなわち同宗派の人びとに限定された救貧は、結束する宗派の教会を維持するのに重要な構成要素と理解された。教会の救貧役員として、執事は患者を訪問すること、貧しい信者のために財源を集積、管理、運用することに責任を負った。慈善の運営において秩序を確保し、えこひいきを食い止めるために、執事は毎週集会を開き、そこで支援要請を審査する必

要があり、全体会議で誰が救貧に値し誰が値しないかを決めた。執事は毎月の財務報告書を提出するため、さらに教会の救貧活動の状況を報告するため、教会会議に出席する必要がある²⁶⁾。

救貧の守備範囲をめぐって市当局との間に絶えず軋轢があった。改革派の教会は救貧努力を教会の信者に限定する傾向があった。

これに対して、聖霊会、もしくは同系列の旧来の教区組織は都市の貧者「一般」を世話した。執事は市当局の干渉を受けずに市の財政支援を受けることを望んだ。伝統的に市当局が管轄した救貧の問題に執事が登場したことは幾つかの都市で緊張を生んだ。分ちがたい都市共同体という理想を抱く都市指導部にとって、信者だけの教会という宗派の分派要求は、都市の統合に対する脅威以外の何物でもなかった。改革者は救貧が衝突のポイントになる危険性があることを承知していた。救貧は一七世紀の最初の数十年にも改革派宗会議と都市行政の断絶的な係争事項であった。とりわけそれはカルヴァン派の救貧が伝統的な教区の救貧、一六世紀後半に都市政府が企てた集権化の努力に真っ向対立するからであった²⁷⁾。

つぎにパーカーはオランダの当該六都市を、改革派執事出現後の執事と都市救貧の関係に焦点を当て、三つのカテゴリーに分類する。ゴータやライデンでは改革派の教会組織が未発達で、市の救

貧行政に対して執事の活動の余地はごく限られた。いつぼうアムステルダムは救貧行政で市政府と執事がもつとも高度に協調した例である。都市の救貧と執事の救貧の二重体制となった。ハールレムもアムステルダムと異なる理由でこのカテゴリーに属する。ハールレムの市政府はカルヴァン派信者の慈善を隔離し、それによつて都市共同体での改革派の影響を制限しようとした。ドルトレヒトやデルフト（一六一四年まで）では、執事が改革派教会の信者を越え、全市の救貧行政に影響力を行使した。カルヴァン派の敵対者にとつて、聖餐共同体のための排他的な慈善は、市民の連帯という理想を破壊しかねない危険を伴った。アムステルダム、ハールレムとドルトレヒト、デルフトで二つの異なるタイプの解決策がとられた²⁸⁾。

ここでパーカーの議論はいよいよ本題の救貧と規律化の關係に移る。カルヴァン派信者の規律化に預かって力があつたのは何よりもまず聖餐式であった。神の食卓である聖餐式は靈的共同体のメンバーをそれ以外のメンバーから区別した。そこに出席できるか否かは名譽・不名譽の問題であり、それを全信者に向けて視覚化する場であった。救貧も受給者の選別によつて道徳的な規律化に一役買ったことは間違いない。しかしそれはどのような意味でそうであつたのか。オランダ・カルヴァン派教会の規律と慈善の

関係を分析するために、パーカーはデルフト信徒団の動向にとくに焦点を当てる。デルフト信徒団の公文書館は、オランダ各地の改革派信徒団のなかでも最も充実しているというのがその理由である。²⁹

パーカーによれば、宗教的規律の厳格な実施は、宗教改革時代のカルヴァン派教会の特徴であった。それは三段階の手続きを踏んで行われた。第一段階は不信心者の聖餐式からの一時的な追放であった。出席停止の宣告を受けた信者が執事の救貧登録簿に載っていた場合、宗教会議は執事が受給者に引き続き慈善の手を差し伸べるべきか、そうすべきとすればそれはどんな条件下で続けられるべきかを指示した。もし信者が宗教会議の忠告に反抗するか、再び違反するようであれば、聖餐式からのより恒常的な除名という第二段階が待っている。さらに宗教会議の懲戒に一貫して応じることがないようであれば、信者は正式の破門によって教会から追放された。これが最後の第三の段階である。³⁰

デルフトの改革派執事の救貧に関するパーカーの考察は、救貧研究史上異彩を放つ。パーカーは応募者の申請書類やそれに対する審査結果を丹念に読みこんだ。彼によれば、聖餐式を追われ一五八〇年と一六二〇年の間にそこへの復帰を望む信者の要求は少なくとも一二七件あった。パーカーは申請者の名前、申請日、宗

教会議の下した判断を付録として一覧表にまとめている³¹。宗教会議の懲戒下にある信者の嘆願率は高く、信者にとつての聖餐式の重要性を示している。デルフトでは年六回開催された聖餐式は、目に見える形で宗教共同体を統合する舞台であった。聖餐の停止は結局共同体の道德規範への順応を強要する宗教会議の強力な武器となった。³²

デルフトでは宗教会議が多くの救貧事例に干渉した。一五七九年から一六〇九年まで、デルフトの宗教会議は九一名が関与したすくなくとも八六の救貧の事例に干渉した。これらの事例は単純な支援の要請から懲戒下の信者の救貧をめぐる複雑な交渉まで多岐に及んだ。³³パーカーはそれらを三つのカテゴリにまとめ、個々の類型について資料の数量化を試みる。第一の類型は支援を求めたか、すでに施しを受けているが、道德違反を犯し、懲戒の制裁を受けている信者で、三二件に三五人がかかった。³⁴第二の類型は二五件に二五人の受給者もしくは嘆願者があった。道德違反で告発されたが、宗教会議の記録によると、聖餐式への参加は停止されていなかった。³⁵最後に第三の類型は二九件に三一名がかかっており、道德違反を全く犯していなかった。³⁶

つぎにそれぞれのカテゴリで採択と却下の比率について、懲戒下の信者の採択率がもともと低く（二二対二四）、懲戒を免れた

- Dinges, *op. cit.*, pp. 162-163.
- ⑭ Parker, *op. cit.* トーマストに関する以下の研究も参照した。
Yasuhira, Genji, Confessional Coexistence and Perceptions of the
Public: Catholics' Agency in Negotiations on Poverty and Charity in
Utrecht, 1620s-1670s, in: *Low Countries Historical Review*, Vol.
132-4, 2017, pp. 3-24.
- ⑮ Parker, *op. cit.*, p. 31.
- ⑯ *ibid.*, p. 43.
- ⑰ *ibid.*, pp. 46-48.
- ⑱ *ibid.*, p. 48.
- ⑲ *ibid.*, pp. 51-52.
- ⑳ *ibid.*, p. 66.
- ㉑ *ibid.*, p. 90.
- ㉒ *ibid.*, p. 96.
- ㉓ *ibid.*, p. 98.
- ㉔ *ibid.*, p. 107.
- ㉕ *ibid.*, p. 109.
- ㉖ *ibid.*, pp. 112-113.
- ㉗ *ibid.*, pp. 113-116.
- ㉘ *ibid.*, pp. 116-121 and pp. 155-188.
- ㉙ *ibid.*, p. 123.
- ㉚ *ibid.*, p. 125.
- ㉛ *ibid.*, p. 130. 一二七件の一覧表は、Appendix 5.1, *ibid.*, pp. 147-150.
- ㉜ *ibid.*, p. 130.
- ㉝ *ibid.*, p. 135.
- ㉞ *ibid.*, p. 136; *ibid.*, p. 152.
- ㉟ *ibid.*, p. 137; *ibid.*, p. 153.

⑳ *ibid.*, p. 137; *ibid.*, p. 154.

㉑ *ibid.*, p. 137.

㉒ *ibid.*, p. 137 and pp. 145-146.

終章 カルヴァン派信仰生活の基礎

ヨーロッパのカルヴァン派の研究は、アメリカの研究者による自身のルーツ探しに負うところが大きい。彼らが英語で発表したカルヴァン派の救貧に関する研究のなから、定評のあるものをピックアップして紹介した。カルヴァン派は執事制度という独特の宗派内救貧の仕組みを発展させた。都市などの行政機関に救貧事業を委ねたルター派やツヴィングリ派と異なり、執事の担う救貧は、オランダ諸都市に見られたように行政の救貧と協調することもあれば競合することもあった。またジュネーヴのように救貧の用途に区別が生まれる場合もあった。カルヴァン派が強固な宗派内救貧を発展させた背景には、オランダの事例で紹介したように彼らの強烈な追放体験が影響していたのかもしれない。

一九世紀のルター派の神学者マテイアス・シユネッケンブルガー（一八〇四—一八四八年）は、すくなくともオランダ・カルヴァン派の動向を共同体の宗教改革と捉え、それを支えたのが執事制度という独特の救貧制度であったと考えた。^①このような見方

はここで取り挙げたパーカーの研究にも受け継がれている。彼の著書の主題はまさに『共同体の宗教改革』であった^②。わが国でも山本通氏がこのような観点から、すなわち共同体ベースでカルヴァン派の宗教改革を考察している^③。

カルヴァン派と慈善の関係については、岸田紀氏の興味深い考察がある。氏はマックス・ヴェーバーがメソヂイストのジョン・ウエズリに彼の言うところの資本主義精神の一里塚を見たことを批判する。ヴェーバーはリチャード・バクスター（一六一五—一六九一年）↓ジョン・ウエズリ（一七〇三—一七九一年）↓ベンジャミン・フランクリン（一七〇六—一七九〇年）という流れで勤労道徳の世俗化を解説する。ウエズリはヴェーバーの考察でバクスターをフランクリンに橋渡しする役割を負う。ヴェーバーはウエズリが「利得する、節約する」ことを主張したというが、それはヴェーバーの我田引水であり、そもそもウエズリの格言は「利得する、節約する、他に与える」であった。岸田氏は救いのためにウエズリが重視したのは最後の「他に与える」であったことを強調する^④。ここで紹介したカルヴァン派と慈善に関する個別研究は、ヴェーバーの資本主義化論と表裏の関係をなすように見える規律化論も含め、これまでのマツチヨな西洋イメージを再考するに足る射程を秘めるものである。

① Schneckenburger, Mathias, *Statistik und Geographie der reformierten Kirche von Holland und Belgien*, in: Staatsarchiv des Kantons Bern, *Nachlass Mathias Schneckenburger*, o. J.

② 本稿、第二章の註①を参照せよ。

③ 山本通「ヴェーバー「倫理」論文における理念型の検討」橋本努・矢野善郎編『日本マックス・ヴェーバー論争 「プロ倫」読解の現在』ナカニシヤ出版、二〇〇八年、六一—八七頁、とくに、七四頁。

④ 岸田紀著『ジョン・ウエズリ研究』ミネルヴァ書房、一九七七年。

〔追記〕

本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業・基盤研究（C）「資本主義精神の由来に関する学際的研究——カルヴァン派とユダヤ人——」（研究代表者・佐々木博光、研究課題番号二二五二〇七五〇）による研究成果の一部である。

（大阪府立大学准教授）

A Survey of Several Studies of Poor Relief under the Calvinists:
A Study of the Diaconate

by

SASAKI Hiromitsu

For the generations who experienced the overwhelming influence of *The Protestant Ethic and the Spirit of Capitalism* by Max Weber, the image of Calvinists devoting themselves to the accumulation of money in order to expand their own enterprises is incompatible with an altruistic spirit represented by alms and charity. However, Calvinists were in fact devoted to relief of the poor and they developed their own system, the diaconate. Here I clarify the important role the diaconate played for Calvinists in leading a devout life by showing the results of regional historical studies on poor relief under the institution.

A new meaning for the word “diaconate” came from the Jean Calvin’s understanding of the Bible. In his 1541 *Ecclesiastical Ordinances*, Calvin explained four important roles inside the church, that of pastor, elder, teacher and deacon, and regarded the diaconate as an office for poor relief within the community of the faithful, while Luther and Zwingli still followed the old Catholic understanding of “attendant clerical servant.” Calvin accounted for this change by referring to the descriptions of the ancient church in *Acts* 5 [6: 1-6]. Calvinists established an office for relief of the poor within the household of the faithful, while the Lutheran and Zwinglian left poor relief to the city government. Thus, conflict between the diaconate and the civic official would often occur.

In this paper I address case studies of Geneva in the early modern era, Lyon and Nîmes in France under the Edict of Nantes from 1598 to 1685, and six cities in Holland from 1572 to 1620.

For Geneva, I make use of articles on municipal poor relief by Robert M. Kingdon and a book by Jeannine E. Olson on the private fund called the Bourse française, which was chiefly used to support religious refugees from France. The Geneva diaconate appeared only within the Bourse française. The deacons helped not only the poor themselves but also those on the

doorstep of poverty by hiring them for many tasks, especially sewing, errand-running and child care. The deacons occupied themselves with poverty in a double fashion, both in ameliorating measures and prevention.

For Lyon and Nîmes, I relied on articles by Wilma J. Pugh. As regards France, where under the Edict of Nantes Catholics and Protestants rivaled one another, I compare the conditions of the poor in Lyon, where Catholics consistently dominated Protestants with those in Nîmes, where both communities were equally matched. The frequency of charitable bequests was under the Catholic church in Nîmes overwhelming higher than in Lyon, while the frequency was equal under the Reformed church in Nîmes and Lyon. In Nîmes the frequency of bequests by the Catholics rivaled that of the Reformed church. I summarized concluding that competition between the two confessions was sometimes favorable for the development of municipal administration of poor relief.

For Holland, I made use of Charles H. Parker's study of poor relief in the six cities of Gouda, Leiden, Dordrecht, Amsterdam, Harlem and Delft. These were of great help for my study of the diaconate. The poor relief in early modern times has often been considered from the viewpoint of discipline: that is of how to make the poor become independent, as seen in the earlier scholarship of Michel Foucault and Bronisław Geremek. Based on his individual research in Delft, Parker paid special attention to the fact that although some of the poor were clearly refused attendance at communion due to a moral lapse, not all of them were immediately excluded from poor relief. In most cases, when the poor were initially charged with a transgression, the deacons did not cut them off automatically. It is not difficult to imagine that there were humanitarian concerns about maintaining a minimum standard of living and a strong push from influential figures, but those factors appear to be insufficient. The relief for the poor by the deacons did not aim at a hard and active disciplining of the poor as might be assumed, but at a soft disciplining that patiently waited for self-improvement by the poor themselves.

It was often said that the Calvinist Reformation led to the growth of individualism in Europe. However, when seen from the viewpoint of relief of the poor, it was obviously "a Reformation of the community". In conclusion I indicate that it is highly probable that an antithesis to the hard-edged European images that we have held of the "capitalist spirit" of Weber and of the theories of discipline of Foucault can be seen in the poor relief of the Calvinists.